

令和7年度海外派遣援助希望者募集案内

一般財団法人 東北開発記念財団

1 目的

この事業は、宮城県内の大学、研究機関、試験研究機関等に在籍している研究者等に対し、産業、技術、文化等に関する特定の課題の研究・調査・研修を目的とする海外派遣について、渡航に係る費用の一部を援助することにより、海外派遣の目的の達成を促進し、地域の国際交流の進展に寄与することを目的としております。

2 申請資格

- (1) 宮城県内の大学、研究機関、試験研究機関、その他これに類する機関に在籍している研究者・技術者・その他の職員とします。
 - ① 研究者・技術者は、在籍機関において学術・技術に関する専門的事項を掌り、またはこれに従事する人とします。
 - ② その他の職員は、在籍機関において海外派遣の目的に関係のある業務を担当し、もしくはこれに従事し、またはその業務について一定の技術・技能・知識を有する人とします。
 - ③ これらの研究者等には、大学院博士課程後期在籍者(博士課程の期間を終了している人を含みます)およびこれに準ずると認められる人を含みます。また在日外国人であっても差し支えありません。
- (2) 研究等を指導する地位にある者(指導教員等)の推薦を必要とします。
- (3) 年齢は、原則として満45才未満とします。(海外へ出発する日が属する年度の4月1日現在の年齢とします)
- (4) 海外派遣の目的を達成するため、経済的援助を必要とする人とします。

3 援助の対象となる海外派遣

この援助は、産業、技術、文化等に関する特定の課題の研究・調査・研修を目的とする海外派遣であって、次の各号に該当するものを対象とします。

- (1) 海外の研究機関等において、専門分野の研究・調査等を独自にまたは共同して行うことを目的とする海外派遣
- (2) 海外の特定の地域または機関等において、実態または実情の調査・視察等を行うことを目的とする海外派遣(親善交流を目的とするものを除きます)
- (3) 海外の試験研究機関等において、特定分野の研修・視察等を行うことを目的とする海外派遣
- (4) 海外の国際会議、研究集会等に参加し、研究発表・講演・討議等を行うことを目的とする海外派遣(聴講、親善を目的とするものを除きます)

※但し、新型コロナウイルス等の影響で、学会等がウェブ開催となった場合の参加についても助成対象とします。その場合の援助はオンライン開催参加費用とします。

- (5) 留学生等の受け入れの諸条件を改善するため、外国の事情、慣習または外国における留学生等の受け入れの状況等について、調査研究・研修・視察等を行うことを目的とする海外派遣
- (6) 前各号のほか、これらに類する目的を有する海外派遣

4 海外派遣の時期

令和7年4月1日から令和8年3月31日までに海外へ出発する海外派遣とします。

5 援助の内容

援助の内容は、海外派遣に係る渡航費および海外移動費とします。

- (1) 渡航費は、海外の主要な目的地までの渡航往復航空運賃とし、最も経済的な経路での渡航実費と認められる範囲内で、その相当額(査定額)を補助します。
- (2) 海外移動費は海外での移動に係る費用とし、見積が明確と認められるものについては補助することがあります。なお、日本国内の移動費用については補助しません。
- (3) 滞在費は、海外滞在に係る費用とし、補助対象とします。
 - ① 滞在費に係る援助日数は、海外滞在の初期の期間に限定して、海外派遣の目的等によって定めます。
 - ② 海外滞在の期間は、海外の目的地に到着の日から、帰国のため海外の滞在地を出発する日の前日までの期間とします。
 - ③ 滞在費は、援助日数に一定額（1万円以内/日）を乗じて算出します。

6 援助の金額

海外派遣者1人の援助金額は、渡航費、海外移動費および滞在費を含め、総額で50万円を限度として査定します。

援助の金額は、海外派遣の目的、内容(目的地・旅行の時期・日程等)、その他の事情を勘案して決定します。

7 他の援助との関係

- (1) 同一の海外派遣について他から渡航旅費が支給される場合は、支給される旅費の内容の区分(渡航費・海外移動費・海外滞在費等)に応じ、その支給される項目に係る旅費については、原則として援助されません。
- (2) 本財団が行っている外国人留学生修学援助と、この援助を同一年度に併せて受けることはできません。

8 募集方法

募集は、前期・後期に分けて行い、前期の募集は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間(1年)内に、後期の募集は、令和7年10月1日から令和8年3月31

日までの期間(6か月)内に、それぞれ海外へ出発する海外派遣を対象とします。

9 募集人員

	25名程度
前半期(4月～9月出発の海外派遣)	13名程度
後半期(10月～3月出発の海外派遣)	12名程度

10 申請手続き

援助を希望する研究者等は、申請書類を整えたうえ、原則として在籍機関を通じ、所定の期日までに本財団に提出してください。

なお、申請書類の提出にあたっては、提出書類がすべて整っていること、記載事項に漏れがないことを必ず確認してください。

11 提出書類

援助の申請にあたって提出する書類は、次のとおりとし、提出部数は、それぞれ1部とします。

(1) 海外派遣援助金交付申請書 別紙C様式第1号

(2) 略歴書および推薦書 別紙C様式第2号

推薦者は研究等を指導する地位にある者(指導教員等)とします

(3) 在籍証明書

(4) 旅行日程

年月日、経路、交通機関、目的地(国名・都市名・訪問先)、調査研究事項等を記載したものを。

(5) 旅行代理店による渡航費等の見積書

旅行の日程・経路・交通機関・旅行先等の旅行条件のほか、旅費については、渡航費・海外移動費・滞在費等の費用内訳を明らかにしたもの。渡航費については、最も経済的な経路で、かつ低廉なものとしします。

(6) その他参考となる資料

本人の研究経歴書、海外派遣の趣旨・内容を明らかにする資料、国際会議等のプログラム(写し)、研究発表内容のアブストラクト(和文あるいは英文、提出必須)、渡航先研究機関等からの招待状(写し-和訳を付してください)等がある場合は、添付してください。

12 提出期限および提出先

申請書類の提出期限、提出先は、次のとおりとします。

(1) 本財団への提出期限

前期 令和7年 1月14日(火) 必着

後期 令和7年 7月15日(火) 必着

(2) 提出先

〒980-0811

仙台市青葉区一番町四丁目1番25号(東二番丁スクエア4階)

一般財団法人 東北開発記念財団

Tel. 022-738-8826

13 選考および決定

(1) 本財団は、提出された申請書類に基づいて審査を行い、援助の対象となる研究者等を選考し、援助の金額等を査定したうえ決定します。

(2) 決定の結果は、本人および在籍機関の長または所属の長あてに通知します。

通知の時期は、概ね次の予定です。

前 期 令和7年4月上旬

後 期 令和7年9月上旬

14 選考基準

選考にあたっては、次の各号に該当するものを優先しつつ、その他の諸条件を含めて総合的に判断し、適格者を選考します。

(1) 海外派遣の目的がこの事業の趣旨によく添うものであり、この援助によってその効果を高められるもの。

(2) 若年、その他の事由により、援助の必要が特に高いと認められるもの。

15 援助の方法

(1) 援助の方法は、海外派遣の時期を勘案し、原則として次の時期に、研究者等の指定する国内の銀行口座に一括して振込み送金します。

前半期(4～9月)出発の海外派遣 4月中旬

後半期(10～3月)出発の海外派遣 10月中旬

(2) 送金の時期は、援助決定の通知の際、本人あてに通知します。

16 報告書の提出

この援助を受けた研究者等は、帰国後速やかに(原則として1か月以内)、報告書(別紙C様式第3号)と援助費の支出実績報告(別紙C様式第4号)を本財団に提出してください。

(1) 所定の報告書の用紙は、援助決定の通知の際、本人あてに送付します。

(2) 報告書の様式については、所定のものによらない任意に作成された報告書であっても、差し支えありません。

なお、この募集案内について不明な点がある場合は、本財団にお問い合わせ下さい。

Homepage URL <http://touhokukaihatsu.la.cocacn.jp>

Email Address tohoku-kaihatsu@nifty.com

以 上